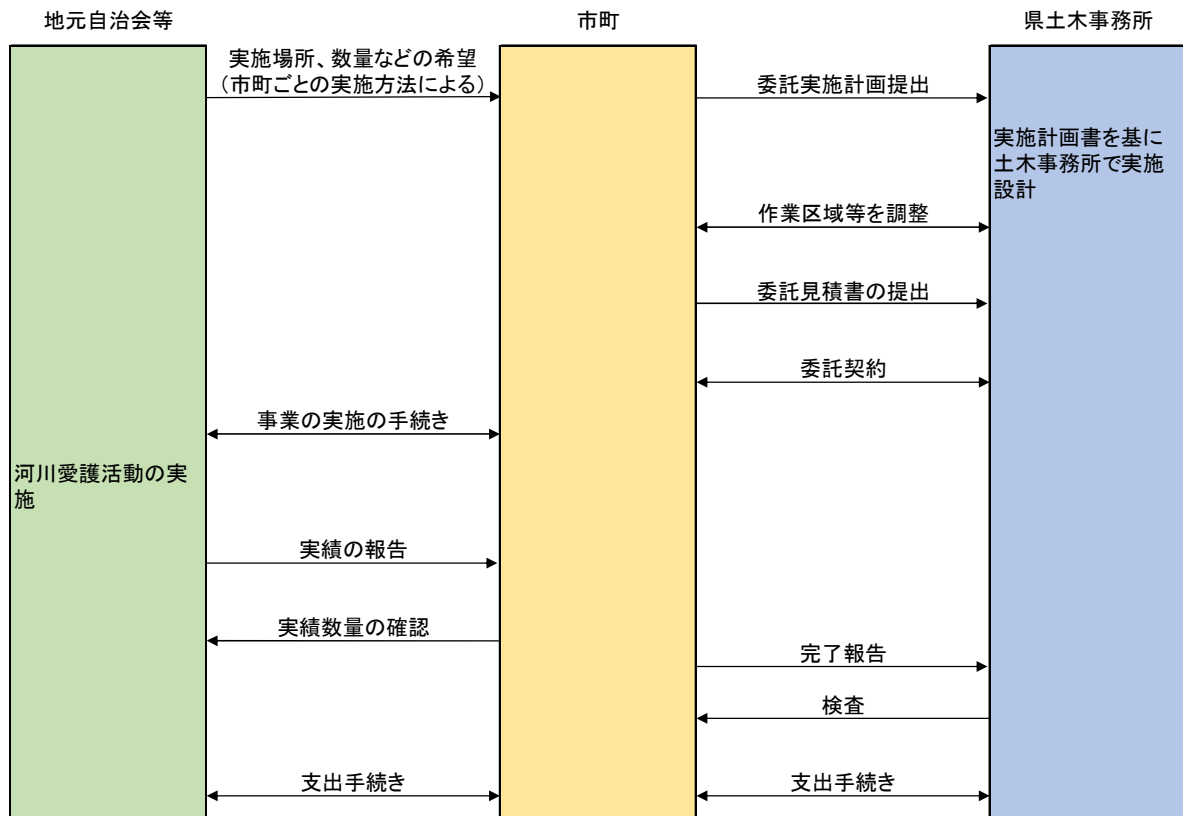


3 河川愛護活動における留意事項

(1) 全般事項

- いずれのメニューも一級河川として治水上の観点から必要な活動で、かつ地域の自主活動である前提に留意してください。
- 事務のフローは、以下を参考としてください。詳細は要綱を御確認ください。
- 河川愛護活動団体は、地域の住民等により構成される自治会等の団体としています。
自治会以外には、実施場所が重複するなどが考えられることから、地元自治会と調整ができる団体を想定しています。
- 地域活動支援事業により、階段設置等を必要とする場合には、工事時期等を土木事務所と調整する必要があります。



(2) 除草（草刈・清掃）

① 活動に当たり利用できる主なもの

- ア 肩掛け式機械除草工＋人力除草工（集草費用（熊手）も含む）
- イ ハンドガイド式機械除草工（自走式草刈機）
- ウ 遠隔操作式機械除草工（自走式草刈機）
- エ 重機による機械除草工（バックホウ取付型草刈機等）

<対象機械のイメージ>



② 作業回数

作業は同一場所につき1回限りとしてください。
ただし、1回を複数日により実施することは可とします。
(例：同一場所での作業を2週に渡り実施する場合等)

③ 機械除草工の実施に係る注意点

イ ハンドガイド式機械除草工（自走式草刈機）

(ア) 概要

- ・ 草刈機の使用は、自走式草刈機（ハンドガイド式）を使用しても危険でない区域で、かつ当該区域の現場状況、機械の普及度・保有状況（リース含む）を勘案して採用するものとします。

(イ) 経費

- ・ 経費は、草刈機のリース費、オペレーター費、燃料費および諸雑費とします。
- ・ 経費は次の計算式により算出します。（注：「面積あたり」ではありません。）
（1日あたりのリース費等）×（使用台数）
- ・ 「1日あたりのリース費等」は、次に記載する作業機械の規格、1台分の作業能力に応じて算定します。
 - a ハンドガイド式草刈機 規格：刈幅 150 cm
 - b ハンドガイド式集草機 規格：集草幅 200 cm

ウ 遠隔操作式機械除草工（自走式草刈機）

(ア) 概要

- ・ 草刈機の使用は、自走式草刈機（遠隔操作式）を使用しても危険でない区域で、かつ当該区域の現場状況、機械の普及度・保有状況（リース含む）を勘案して採用するものとします。

(イ) 経費

- ・ 経費は、草刈機のリース費、オペレーター費、燃料費および諸雑費とします。
- ・ 経費は次の計算式により算出します。（注：「面積あたり」ではありません。）
（1日あたりのリース費等）×（使用台数）
- ・ 「1日あたりのリース費等」は、次に記載する作業機械の規格、1台分の作業能力に応じて算定します。
 - a 遠隔操作式草刈機 規格：刈幅 120 cm
 - b 遠隔操作式集草機 規格：集草幅 160 cm

エ 重機による機械除草工（バックホウ取付型草刈機等）

(ア) 概要

- ・ 機種は、バックホウにアタッチメントを装着したものを想定しています。
- ・ 機種の使用は、重機を使用しても危険でない区域で、かつ当該区域の現場状況、重機の普及度・保有状況（リース含む）を勘案して採用するものとします。
- ・ どのような重機を何台使用するかは、原則として下に記載の a から c の重機的能力を目安に決定するものとします。

(イ) 経費

- ・ 経費は、アタッチメントリース費、重機のリース費、オペレーター費、重機回送費（トラック運転）、重機の燃料費および諸雑費とします。
- ・ 経費は次の計算式により算出します。（注：「面積あたり」ではありません。）
（1日あたりのリース費等）×（使用台数）
- ・ 「1日あたりのリース費等」は、次に記載する重機の規格、1台分の作業能力に応じて算定します。規格 0.70 以上の大型機械、ロングアーム等の特殊な機械は、土木事務所・支所が独自に適切な金額を定めます。
 - a 小型重機 規格：0.13 能力：4,500 m³/日
 - b 中型重機 規格：0.28 能力：6,000 m³/日
 - c 大型重機 規格：0.45 能力：10,000 m³/日

【参考】

県内の建機レンタル事業者検索 URL（一般社団法人日本建設機械レンタル協会より）

URL：<https://www.j-cra.org/search/>

④ 除草時に出現したゴミについて

除草時に出現したゴミについては、実施設計書の中で処分費を加味しています。

一般の散在性ゴミ、可燃ゴミおよび資源ゴミ等は河川愛護活動の中で、収集処分をお願いします。

(3) 川ざらえ

はじめに、実施にあたっては別紙「河川愛護活動事業委託（川ざらえ）の見直しについて」を必ず確認してください。

① 活動の範囲

- ・ 地域の自主活動の範囲でできるものであることを確認してください。
 - ア 地元に対応できる能力があるか
 - イ 土の処分先が確保されているか（例：以下に記載）
 - ウ 自主活動相当の規模か：土量の評価
 - エ 自主活動相当の現場か：現場条件（進入路がある、軟弱地盤でない等）
 - オ 他の利害関係者との合意が形成できる地区であるか

② 規模

- ・ 川ざらえにおける作業規模は、地域の自主活動の範囲と考え、50m³・50万円程度までを前提とし、上限は100m³、100万円以下とします。
- ・ それ以上の規模のものについては、事前に土木事務所あて相談願います。

③ 浚渫土の処分

- ・ さらえた土等は、地区内で以下のような方法により適正な処分先を確保し、処分してください。
 - ア 河床整正に使用
 - イ 堤防法面・天端部の補修に使用
 - ウ 集落内の農道法面やグラウンド等の補修・整正に使用
 - エ 適切な捨て場に処分
- ・ ただし、上記を含め処分が困難な場合、事前に土木事務所あて相談願います。

④ 作業回数

- ・ 作業は同一場所につき1回限りとしてください。ただし、1回を複数日の実施で1回実施は可とします。（例：同一場所を2週末で実施する場合等）

⑤ 経費

- ・ 経費は、オペレーター付き重機・トラックのリース料＋諸雑費とします。
- ・ 重機の大きさ・機種等は、現地状況に合わせて個別に設定し、その機種に応じた単価により積算することとします。

⑥ その他

- ・ 作業実施にあたり、泥等の積み込み・荷下ろし、処分地の敷き均し、周辺道路の清掃、道路通行案内等は、地元実施団体が行うこととなります。
- ・ 各市町および県は作業実施にあたり、一部の役割を担い、協働を進めることとします。

(4) 竹木の伐採・管理

① 規模

- ・ 作業規模は、地域活動支援事業委託（竹木の処理）の取扱方針に定める額の対象範囲を超えない範囲とします。

② 経費

- ・ 経費は、伐採に使用する機械（チェーンソー）の運転経費（燃料費等）、伐採した竹木の集積に使用する重機1台（オペレータ付き）の運転経費（オペレータ労務費・燃料費等）＋諸経費とします。

③ 竹木等の処分

- ・ 伐採・集積した竹木等は、各市町により適正な処分をして下さい。
- ・ 伐採した竹木は、自由使用の範囲で持ち帰っていただくことも可能です。
- ・ 地域活動支援事業（竹木の処理）にて処理することもできます。
- ・ なお、運搬・処分費は当河川愛護事業では計上しません。地域活動支援事業との調整をよろしくお願いします。

④ その他

- ・ 作業実施にあたり、下草刈、竹木の伐採・集積、周辺道路の清掃、道路通行案内等は、地元実施団体が行うこととなります。
- ・ 各市町および県は、作業実施にあたり、一部の役割を担い、協働を進めることとします。